

はじめに

本書は、同族会社における合併・分割の実務を総合的に解説する新刊書として刊行されるものです。

会社や事業を整理・統合したり、不採算事業の整理を行ったりするうえで、合併および会社分割などの企業組織再編成の有効性が認識され、中小の同族会社においても活用例が増加する傾向が顕著です。同族一族が支配する法人同士の合併による統合、不採算事業を整理する会社分割、事業承継対策としての会社分割の事案など、様々な場面で活用されています。

これらの活用にあたっては、その法務のポイントを押さえたうえで、特に税務上の取扱いについての総合的かつ横断的な理解・整理が重要です。税務上の取扱いとしては、適格判定を正しく行うことだけではなく、同族会社特有の問題、会計処理および税務処理、別表の記載方法、繰越欠損金の引継ぎ制限または使用制限の有無の判定など、専門的な観点からの十分な理解・整理が必要不可欠です。

また、別表の記載を行うにあたっては、会計処理と税務処理との比較も必要になります。会計上の仕訳と税務上の仕訳をそれぞれ確認し、その差異については別表の調整が必要になります。

本書の第1章においては、「合併・分割の法務」を取り上げています。合併および分割の手続の流れが整理できるようになっており、また、株主総会の決議を省略できる場合とできない場合をわかりやすくまとめています。さらに、合併比率および分割比率の算定方法、債務超過会社の合併および債務超過の事業の分割の取扱いなどを記述しています。

第2章では、「同族会社の合併・分割における適格判定」について詳しく記述しています。個人が株主である場合の適格判定の方法と留意点、無対価合併が適格合併になるための要件および無対価分割が適格分割となるための要件を詳細にまとめています。また、できる限り具体例を交えながら解説しました。

第3章では、「企業組織再編税制の基本的な取扱い」を詳しく解説しました。企業組織再編成において課税が生じ得る3つの場面と課税が生じないための要件、適格合併に係る適格要件の内容と留意点、適格分割に係る適格要件の内容と留意点については、個々の適格要件の内容と留意点を詳しく解説しています。

第4章では、「合併の処理」を解説しています。適格合併の税務処理、繰越欠損金の引継ぎ方法（別表の記載例を含む）、合併の会計処理、繰越欠損金の引継ぎ制限、使用制限等について、詳しく解説しています。また、章の最後に、同族会社間の合併の事例を取り上げ、具体的な仕訳、別表の記載方法についても解説しています。

第5章では、「分割の処理」を解説しています。適格分割型分割および適格分社型分割の税務処理および会計処理、非適格分割型分割および非適格分社型分割の税務処理および会計処理をパターンごとにまとめています。また、章の最後に、同族会社の分割の事例を取り上げ、具体的な仕訳、別表の記載方法についても解説しています。

第6章では、「合併、分割の税務処理（細目）」を解説しています。合併および分割ごとに、引当金・準備金、減価償却資産、圧縮記帳、一括償却資産、繰延消費税額等、繰延資産、確定申告書の添付書類、消費税・不動産取得税・登録免許税などの細目についてまとめています。

第7章では、「持株会社化、M&Aの活用」について解説しています。最近では、中小の優良会社において持株会社化を図る事例が徐々に

増加傾向にあります。株式の売買により事業の整理・統合がしやすいというメリットが大きいからであると考えられます。持株会社グループの中での組織再編成の実務処理、子法人の解散・清算の場面における実務処理や留意点、株式の譲渡（M & A）の実務、営業権の評価方法、営業の許認可の承継の可否についてもまとめています。

第8章では、「合併か解散かの選択ポイント」について解説しています。会社を整理するとき、合併が有利になるケースと解散・清算が有利になるケースがそれぞれあります。「ケースごとの選択」の中では、同族会社において後継者がいない場合、不採算会社の整理、関係会社との間の貸付金・借入金がある場合など、ケースごとの事例やポイントをまとめています。

本書の記述にあたっては、平成29年度税制改正事項についても、政省令ベースの内容までをできる限り盛り込んでいます。同族会社における合併・分割の実務について、実務家の皆様のご参考となっただければ幸いです。

なお、本書の内容のうち意見にわたる部分には、筆者の個人的見解が含まれています。したがって、文責はすべて筆者にあることをお断りしておきます。

最後に、本書の企画・編集・校正にあたっては、(株)税務研究会の堀直人氏にご尽力をいただきました。この場を借りて心から謝意を申し上げます。

平成29年6月

公認会計士・税理士 太田達也

目 次

第1章 合併・分割の法務

I	合併	2
1.	合併の意義	2
2.	合併の手続	2
	(1) 取締役会決議	5
	(2) 合併契約の締結	5
	(3) 事前開示書類の本店への備置き	6
	(4) 取締役会決議	7
	(5) 株主総会によるその承認決議	7
	(6) 反対株主の株式買取請求	9
	(7) 債権者保護手続	10
	(8) 消滅会社の権利・義務の存続会社への承継	11
	(9) 合併登記	12
	(10) 事後開示書類の備置き	12
3.	合併比率の算定方法	12
4.	債務超過会社の合併	14
5.	特例有限会社、持分会社の合併の可否	15
II	会社分割	17
1.	会社分割の意義	17
2.	会社分割の手続	18
	(1) 分割契約書（分割計画書）の承認に係る取締役会決議	21
	(2) 労働者との協議および労働者に対する通知	21
	(3) 事前開示書類の備置	24
	(4) 株主総会によるその承認決議	25
	(5) 反対株主の株式買取請求	26
	(6) 事後開示書類の備置	27
	(7) 債権者保護手続	27
	(8) 分割会社の権利・義務の承継会社への承継	31
	(9) 分割登記	31

(10) 事後開示書類の備置き	32
(11) 分割無効の訴えの提訴期限	32
3. 会社分割の手續上の留意点	33
4. 分割比率の算定方法	35
5. 債務超過の事業の分割	35
(1) 会社分割の結果、分割会社が債務超過となるケース	35
(2) 債務超過の事業を移転するケース	36
6. 特例有限会社、持分会社の分割の可否	36

第2章 同族会社の合併・分割における適格判定

I 同族会社の合併・分割の特徴	40
II 同族会社における適格判定と留意点	42
1. 支配関係がある場合	42
(1) 当事者間の支配の関係	43
(2) 一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係 ..	48
2. 完全支配関係がある場合	50
(1) 完全支配関係の定義	50
(2) 当事者間の完全支配の関係	51
(3) 一の者との間に当事者間の完全支配の 関係がある法人相互の関係	53
(4) 完全支配関係がある法人間の合併が適格合併になる要件	55
3. 支配関係または完全支配関係の判定上の留意点	58
4. 無対価合併が適格合併になるための要件	59
(1) 合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を 保有している場合	59
(2) 法人相互の完全支配関係がある場合	60
5. 無対価分割が適格分割になるための要件	66
(1) 当事者間の完全支配関係がある場合	66
(2) 一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある 法人相互の関係がある場合	66

第3章 企業組織再編税制の基本的な取扱い

I	企業組織再編成において課税が生じ得る場面	70
II	課税が生じ得る3つの場面と課税が生じないための要件	72
1.	旧株の譲渡損益が認識される場合	72
(1)	対価要件を満たしているかどうかで判断	72
(2)	合併比率を乗じた株数に1株に満たない端数が生じる場合	74
2.	みなし配当が認識される場合	75
3.	移転資産に係る譲渡損益が認識される場合	76
III	適格合併に係る適格要件の内容と留意点	78
1.	企業グループ内の適格合併	78
(1)	完全支配関係がある法人間の適格合併	78
(2)	支配関係がある法人間の適格合併	78
(3)	100%子法人化したうえでの適格合併	83
2.	共同事業を行うための適格合併	84
(1)	共同事業を行うための適格合併の適格要件	84
(2)	各要件の内容	85
IV	適格分割に係る適格要件の内容と留意点	95
1.	企業グループ内の適格分割	95
(1)	完全支配関係がある法人間の適格分割	95
(2)	支配関係がある法人間の適格分割	98
2.	共同事業を行うための適格分割	104

第4章 合併の処理

I	適格合併と非適格合併の比較	118
II	適格合併の税務処理	120
1.	適格合併の税務処理の基本	120
(1)	被合併法人の資産・負債	120
(2)	被合併法人の利益積立金額	121
(3)	被合併法人の資本金等の額	124
(4)	合併法人の有する被合併法人株式（抱合せ株式）	125
	事例 吸収合併に伴う抱合せ株式の処理	125

(5) 繰越欠損金の引継ぎ	129
(6) 被合併法人の株主への課税	135
(7) 適格合併における合併法人の受入処理	135
III 合併の会計処理	137
1. 同族一族が支配している法人間の合併の会計処理	137
(1) 受け入れた資産および負債の会計処理	137
(2) 増加すべき株主資本の会計処理	137
2. 抱合せ株式の会計処理	139
3. 完全支配関係があり無対価で行われる場合の会計処理	143
IV 繰越欠損金の引継ぎ制限、使用制限等	144
1. 繰越欠損金の引継ぎ制限	144
(1) 繰越欠損金の引継ぎに制限がかかる場合	144
(2) 規定に抵触した場合に制限を受ける金額	145
(3) 繰越欠損金引継ぎ制限の特例	147
(4) みなし共同事業要件	149
2. 繰越欠損金の使用制限	150
(1) 繰越欠損金の使用に係る制限	150
(2) 規定に抵触した場合に制限を受ける金額	151
(3) 繰越欠損金使用制限の特例	153
3. 特定資産の譲渡等損失の損金算入制限	154
4. 欠損等法人に係る欠損金の繰越の不適用	158
(1) 制度の内容	158
(2) 制限対象となる欠損金の範囲	160
5. 組織再編成に係る包括的な否認規定	160
V 同族会社間の合併の事例	164
事例 同族一族が支配している法人間の合併	164
事例 債務超過会社の合併（個人株主の場合）	169
事例 100%子会社の合併	172

第5章 分割の処理

I 適格分割の税務・会計の基本	180
1. 適格分割の税務処理の基本	180

2.	同族会社における分割の会計処理	180
(1)	同族一族が支配している法人間の分割の会計処理	180
(2)	分割法人および分割承継法人の会計処理	181
II	適格分割型分割および適格分社型分割の税務・会計	184
1.	適格分割型分割の税務処理	184
(1)	分割法人の税務処理	184
(2)	分割承継法人の税務処理	186
2.	適格分社型分割の税務処理	187
(1)	分割法人の税務処理	187
(2)	分割承継法人の税務処理	188
III	非適格分割型分割および非適格分社型分割の税務・会計	190
1.	非適格分割型分割の税務処理	190
(1)	分割法人の税務処理	190
(2)	分割承継法人の税務処理	192
2.	非適格分社型分割の税務処理	193
(1)	分割法人の税務処理	193
(2)	分割承継法人の税務処理	194
IV	繰越欠損金の使用制限等	196
1.	繰越欠損金の使用制限	196
(1)	繰越欠損金の使用に係る制限	196
(2)	規定に抵触した場合に制限を受ける金額	197
(3)	繰越欠損金使用制限の特例	198
2.	特定資産の譲渡等損失の損金算入制限	200
V	同族会社の分割の事例	204
	事例 同族会社間の分割の事例	204
	事例 完全支配関係がある法人間の分割	211
	事例 同族会社における債務の整理事例	220
	事例 事業承継対策としての分割の活用	222

第6章 合併、分割の税務処理（細目）

I	合併の税務処理（細目）	226
1.	引当金、準備金	226

2.	減価償却資産の移転を受けた場合	226
(1)	取得価額および取得の日の取扱い	226
(2)	償却の方法	227
(3)	耐用年数の取扱い	228
3.	圧縮記帳	228
4.	一括償却資産	229
5.	繰延消費税額等	229
6.	繰延資産	230
7.	役員退職給与	230
8.	使用人に対する退職金	232
9.	事業税、地方法人特別税	232
10.	外国税額控除に係る控除限度額	233
11.	確定申告書の添付書類	233
12.	消費税・不動産取得税・登録免許税	235
(1)	消費税	235
(2)	不動産取得税	235
(3)	登録免許税	235
II	分割の税務処理（細目）	236
1.	減価償却費	236
2.	一括償却資産	236
3.	繰延資産	237
(1)	繰延資産の引継ぎ	237
(2)	期中損金経理	238
4.	繰延消費税額等	238
5.	引当金・準備金	239
(1)	期中貸倒引当金の損金算入	239
(2)	貸倒引当金の引継ぎ	239
(3)	準備金	240
6.	受取配当等の益金不算入	240
(1)	関連法人株式等の保有期間の判定	240
(2)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入	240
7.	圧縮記帳	241

(1) 分割法人における圧縮記帳	241
(2) 期中特別勘定の設定	241
8. 取用等があった場合の所得の特別控除	242
9. 土地譲渡益重課	242
10. 特定同族会社の留保金課税	242
11. 外国税額控除	243
12. 確定申告書の添付書類	243
13. 消費税・不動産取得税・登録免許税	245
(1) 消費税	245
(2) 不動産取得税	245
(3) 登録免許税	246

第7章 持株会社化、M & A の活用

I 持株会社化のメリット	248
1. 必要な事業の取り込み、不要な事業の切り離し	248
2. 節税のメリット	249
II 持株会社グループの中での組織再編成の実務処理	250
1. 親法人から100%子法人に対する無対価分割に係る会計・税務	250
(1) 親法人から100%子法人に対する無対価分割に係る会計処理	250
(2) 親法人から100%子法人に対する無対価分割に係る税務処理	252
2. 100%子法人間の無対価分割に係る会計・税務	255
(1) 100%子法人間の無対価分割に係る会計処理	255
(2) 100%子法人間の無対価分割に係る税務処理	257
3. 子法人を100%子法人化する株式交換に係る会計・税務	259
(1) 株式交換の会計処理	259
(2) 株式交換の税務処理	259
(3) 申告調整の実務	260
事例 子法人を100%子法人化する株式交換に係る会計・税務	260
(4) 子法人が自己株式を保有している場合の留意点	262
III 子法人の解散・清算の場面	264
1. 特定の事業の整理	264

2.	子法人における課税の問題	264
3.	繰越欠損金の引継ぎメリット	264
4.	現物分配の活用	265
5.	平成29年度税制改正による分割型分割における 支配継続要件の見直しと活用	265
	(1) 分割型分割における支配継続要件に係る改正	265
	(2) 分割を活用した子法人の不採算事業の整理	266
	(3) 子法人との間に完全支配関係がある場合	267
IV	子法人の解散・清算と現物分配の実務	269
	事例 100%子法人の解散・清算と現物分配	269
V	株式の譲渡 (M & A) の実務	276
1.	後継者問題に対する有力な解決策	276
2.	買手をさがす方法	277
3.	株価 (買収価額) の評価の方法とポイント	278
	(1) 時価純資産の算定	279
	(2) 営業権	280
VI	営業の許認可の承継の可否	284
	(1) 株式の譲渡	284
	(2) 事業譲渡	284
	(3) 合併	284
	(4) 会社分割	285
	(参考) 会社分割における許認可の承継	285

第8章 合併か解散かの選択ポイント

I	合併のメリット・デメリットと解散のメリット・デメリット	288
1.	解散・清算のメリット	288
	(1) 債務整理が行いやすい	288
	(2) 特定の事業のみの整理	288
	(3) 役員の老後の保障	289
	(4) 繰越欠損金の引継ぎメリット (100%子法人の解散・清算の場合)	289
	(5) 解散・清算にあたっての債権放棄	289

2. 解散・清算のデメリット	289
(1) 従業員の再就職	289
(2) 役員退職慰労金の支給の可否	290
3. 合併のメリット	290
(1) 繰越欠損金の引継ぎ	290
(2) 債権と債務の整理	290
(3) 手続の簡便性	290
4. 合併のデメリット	290
(1) 簿外債務の承継リスク	291
(2) 不要な事業や資産の承継	291
II ケースごとの選択	292
1. 同族会社において後継者がいない場合	292
事例 解散・清算と役員借入金の整理	292
2. 不採算会社の整理（完全支配関係がある場合）	295
事例 100%子法人の解散・清算	295
3. 不採算会社の整理（完全支配関係がない場合）	298
4. 関係会社との間の貸付金・借入金がある場合	298
事例 合併法人と被合併法人との間に 債権・債務がある場合	298

第1章

合併・分割の法務

I 合併

1. 合併の意義

合併とは、2つ以上の会社が合併契約により1つの会社になることをいう。合併は、吸収合併と新設合併の2類型からなる。吸収合併とは、一方の当事会社が解散し、解散会社のあらゆる権利・義務が合併法人に包括的に承継される合併である。また、新設合併とは、既存の当事会社が解散し、解散会社のあらゆる権利・義務が新設会社に包括的に承継される合併である。

合併の場合、資産・負債が個々の移転手続なしに包括的に承継されるという点がポイントである。事業譲渡のように個別の移転手続を必要としない¹。そのため、万が一消滅会社に簿外負債があるときは、それも存続会社に承継されることになる。

なお、新設合併は、①証券取引所の上場資格等が新設会社には承継されず、再度取得し直す必要があること、②営業の許認可については設立前に申請できず、事業がスムーズに継続できない問題が生じ得ること、③新株発行手続、不動産の所有権移転の登記等の手続が、当事会社すべてについて求められるため、合併に必要な費用や事務作業量が増大すること、以上の理由からそれほど利用されていない。

同族会社における合併も吸収合併が中心であり、特に同一の同族株主グループが発行済株式等の過半数を所有している法人間の合併が多い。

2. 合併の手続

合併の手続は、次の流れによる。このなかで、株主総会の決議と債権

1 不動産の移転については、第三者対抗要件を具備するために、所有権の移転に係る登記が必要になる。

者保護手続が重要な柱である。すなわち、株主の大多数の承認が得られること、債権者（特に銀行等の大口債権者）が異議の申述をしないこと、この2つが満たされることが必要である。

会社法上、合併の主な手続である株主総会の承認決議、債権者保護手続、反対株主の株式買取請求の手続などについて、それぞれ同時並行的に進めることもできる取扱いになっている。したがって、株主総会の承認決議の前に、債権者保護手続を先行して行うことも可能であるし、両者を同時並行的に進めることも可能である。

なお、会社法上、簡易合併または略式合併に該当する場合は、株主総会の決議を省略でき、取締役会の承認のみで機動的な対応が可能であるとされているが、同族会社においては、後で説明する簡易合併または略式合併の要件を満たせない場合も多く、株主総会の決議を行う場合が多いと考えられる。

<合併の手続の流れ>

合併契約書の承認に係る取締役会決議

(合併契約書の記載事項)

存続会社、消滅会社の商号および住所、消滅会社の株主が所有する株式に代えて交付する対価に関する事項、対価の割当てに関する事項（合併比率）、合併後の存続会社の資本金および準備金に関する事項、合併の効力発生日など

事前開示書類の備置

備置開始日から合併の効力発生日後6ヵ月を経過する日まで所定の書面もしくは電磁的記録を本社に備え置かなければならない。

取締役会決議

株主総会の招集の決定に係る決議を行う。

株主総会の決議

合併契約の承認に係る決議を行う。

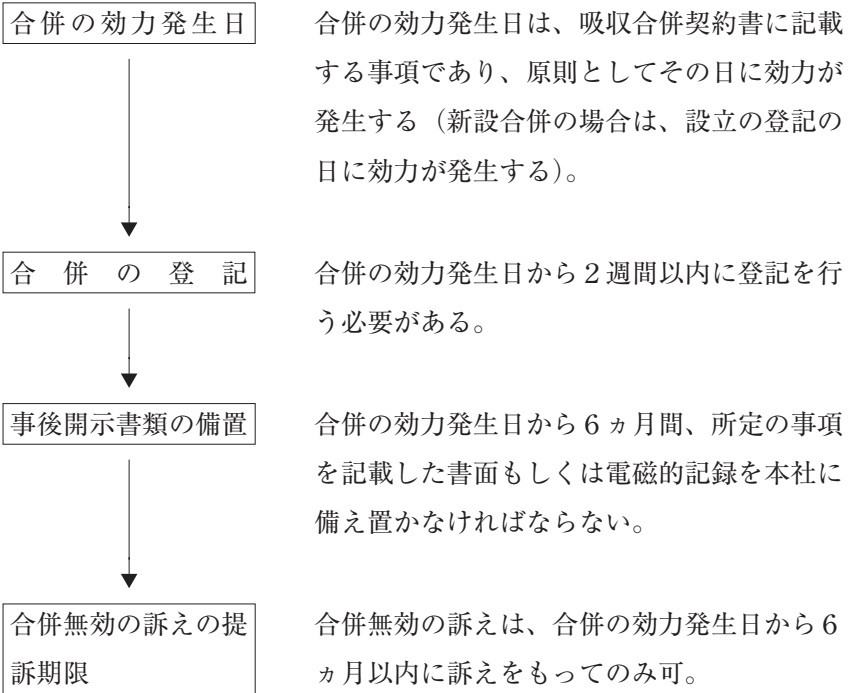
簡易合併または略式合併の場合は省略できる。

反対株主の株式買取請求期限

反対株主は、株式買取請求権を行使することができる（買取請求に係る株式の数を明らかにして）。

債権者保護手続
(公告・催告)

公告および催告を行う。



(1) 取締役会決議

合併契約を締結することは、業務執行行為であるため、代表取締役が行うが、重要な業務執行行為に当たることから、それに先立って取締役会で決議することになる。また、取締役会において株主総会の日程も含めて、具体的なスケジュール等を検討することになる。

(2) 合併契約の締結

合併契約は、株主総会における承認事項とされ、また、株主総会に先立って本店に備え置きが必要な事前開示事項に含まれているため、手続のスタートとなる場合が少なくない。規模の大きい会社の合併の場合

は、合併契約に先立って覚書を取り交わす場合が多いが、同族会社の合併の場合は、直接合併契約を締結する場合もあると思われる。

合併条件、存続会社・新設会社の組織・体制、合併手続の進行時期などを法定記載事項として記載する。

(3) 事前開示書類の本店への備置き

合併の各当事会社は一定期間にわたり、合併契約の内容など所定の事項を記載した書面（もしくは代替する電磁的記録）を本店に備え置かなければならない（会社法782条1項、794条1項）。備置開始日から合併の効力発生日後6ヵ月を経過する日まで、本店に備え置かなければならない。備置開始日とは、以下のうち最も早い日である。

- ・ 株主総会の2週間前の日
- ・ 反対株主に対する株式買取請求の通知の日または公告の日のいずれか早い日
- ・ 債権者保護手続に関する通知または公告の日のいずれか早い日

株主および債権者は、閲覧・謄写の請求をすることができる。株主にとっては株主総会において合併契約を承認するのかどうかなどの判断材料になるし、債権者にとっては合併に対して異議の申述をするのかどうかなどの判断材料になる。

株主だけでなく債権者のために行われる事項でもあるため、すべての株主の同意があったとしても、原則としてこの手続を省略することはできない点に留意する必要がある。

(4) 取締役会決議

株主総会を開催するに先立って、取締役会による招集の決定に係る決議が必要である。

なお、株主全員の同意があるときは、原則として、招集の手続を経ることなく、株主総会を開催することができる（会社法300条）。

(5) 株主総会によるその承認決議

① 株主総会の決議要件

会社が合併するには、各当事会社の株主総会の決議によって、合併契約の承認を受けなければならない（会社法783条）。ただし、存続会社については、簡易合併に該当する場合は省略できる。また、消滅会社については、略式合併に該当する場合は省略できる。簡易合併と略式合併の内容については、次項で説明する。

合併の決議については、原則として、特別決議が必要である（会社法309条2項12号）。特別決議とは、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合は、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合）以上の賛成によって決議する方法である。

例外として、消滅会社が公開会社（株式譲渡制限会社以外の会社）であり、その株主に対して譲渡制限株式を交付する合併については、消滅会社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の半数以上（定款で加重されている場合は、加重された割合以上）であって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合）以上の賛成によって決議することが必要である（会社法309条3項2号）。特殊決議といい、特別決議

よりも重い要件が課される。

合併に反対する株主は、会社に対して自己の有する株式を買い取ることがを請求することができる（会社法785条1項、797条1項）。存続会社および消滅会社のそれぞれの株主に認められている。多数決原理によって合併を決定することから、合併に反対する株主に対して、投下資本を回収する手段を確保する趣旨である。

② 簡易合併および略式合併の内容

簡易合併および略式合併のそれぞれの具体的な要件は、次のとおりである。

簡易合併と略式合併の要件

	具体的な要件
簡易合併	<p>消滅会社の株主に交付する財産の帳簿価額の総額が存続会社の純資産額に占める割合が20%以下である場合には、存続会社において株主総会の承認決議を省略できる（会社法784条2項）。</p> <p>（通常の存続会社株式を交付する合併の場合は、1株当たり純資産額×発行株式数が存続会社の純資産額に占める割合が20%以下の場合には、存続会社において株主総会の承認決議を省略できる。）</p> <p>ただし、①組織再編成によって合併差損が生じる場合、②存続会社が非公開会社（株式譲渡制限会社）であり、消滅会社の株主に対して、存続会社の譲渡制限株式が交付される場合には、株主総会決議を省略することができない（会社法796条2項ただし書）。</p>
略式合併	<p>吸収合併の当事会社の一方が、他方の総株主の議決権の90%以上を有するときは、①被支配会社が消滅会社になる場合、または、被支配会社が存続会社になる場合のいずれであっても、被支配会社の株主総会決議を省略できる（会社法784条1項、796条1項）。</p>

ただし、①被支配会社が消滅会社になる場合において、その会社が公開会社であって、かつ、その株主に譲渡制限株式が交付されるとき、または、②被支配会社が存続会社になる場合においては、その会社が非公開会社であって、かつ、消滅会社の株主に対して、存続会社の譲渡制限株式が交付されるときは、被支配会社における株主総会の決議を省略できない（会社法784条1項ただし書、796条1項ただし書）。

上記の内容から、同族会社の合併の場合は、存続会社が非公開会社（株式譲渡制限会社）であり、消滅会社の株主に対して、存続会社の譲渡制限株式が交付される場合がほとんどであるため、簡易合併の要件を満たさない。存続会社において、株主総会決議をとるのが通常である。

(6) 反対株主の株式買取請求

株主総会で合併に反対した株主や株主総会において議決権を行使することができない株主は、投下資本の回収を可能とするために、株式の買取請求をすることができる。そのため、各株主に通知または公告をする必要があり、合併の効力発生日の20日前までに行う必要がある。存続会社の株主および消滅会社の株主のそれぞれについて株式買取請求権が認められている。

反対株主は、株主総会に先立って合併に反対する旨の通知をし、株主総会において反対の議決権行使をすることが必要である。合併の効力発生日の20日前から前日まで（新設合併等の場合には、通知・公告から20日以内）の間に株式買取請求をする必要がある。その場合、買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要がある。

(7) 債権者保護手続

合併については、存続会社および消滅会社それぞれの債権者にとって債権の引当てとなる会社財産の変動や債務者の変更を伴うことになるため、存続会社および消滅会社のそれぞれすべての債権者に対して債権者保護手続を行わなければならない。合併の効力発生日（新設合併では新設会社の成立の日）より前に、その債権者に対する保護手続を終了させなければならない（会社法789条）。

存続会社および消滅会社は、それぞれの債権者に対して、①合併を行う旨、②合併の相手となる会社の商号および住所、③当事会社の計算書類に関する事項、④異議があれば一定の期間内²に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ知れている債権者³に対して個別に催告を行う必要がある。公告は官報により、催告は知れている債権者に対して個別に通知する方法による。公告と催告は原則として両方とも行う必要がある。ただし、官報による公告に加えて、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または電子公告を併せて行う場合は、催告を省略することができる。

なお、知れている債権者が存在しない場合、催告を行うことはできないが、公告を省略することはできない点に留意する必要がある。

異議を述べた債権者に対しては、個別に弁済するか、または担保提供もしくは財産の信託（以下、「個別の弁済等」という）をする必要がある。通常は異議申述期間の満了をもって債権者保護手続は終了するが、異議の申述があった場合は、個別の弁済等が終わらない限り、債権者保護手続は終了しないものとされる。合併の効力発生日前に債権者保護手

2 1ヵ月を下回らない期間を会社が定める。通常は1ヵ月以内に異議を述べるができる旨を定める場合が多い。

3 知れている債権者とは、債権者を特定することができ、債権の発生原因がおおむね会社に判明している債権者をいう。